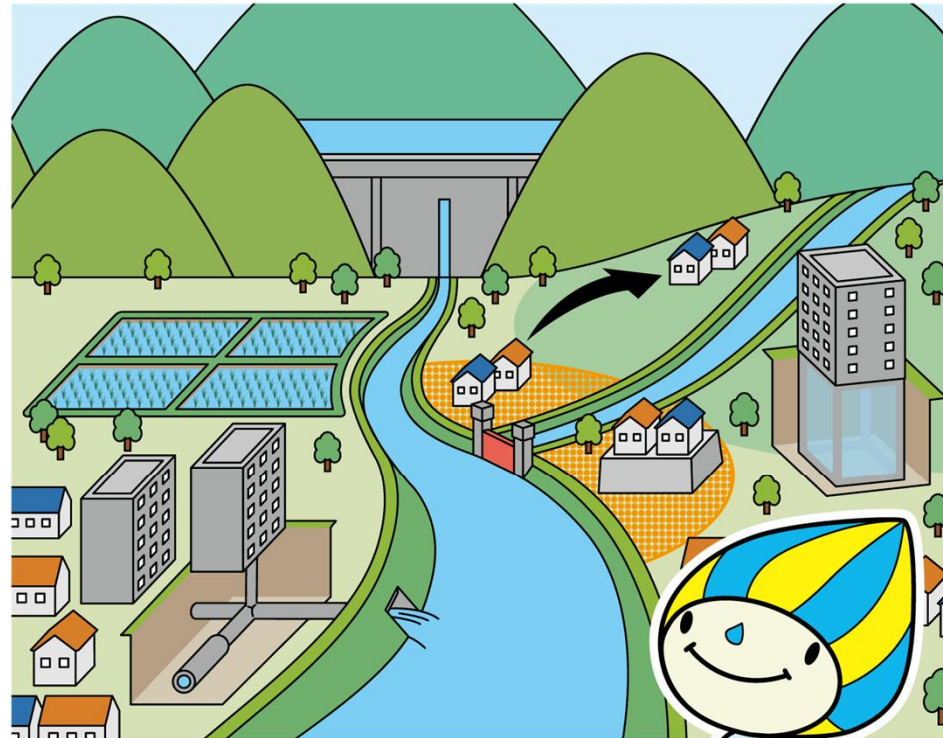
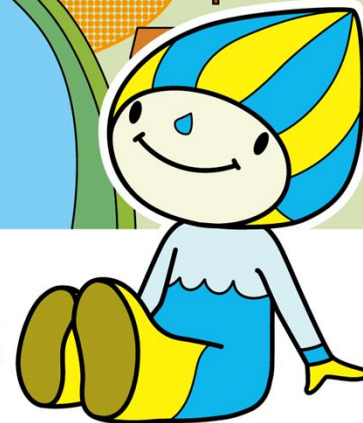


NIPPON防災資産について



流域治水



(参考) NIPPON防災資産とは

- 内閣府、国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動※などを「NIPPON防災資産」として認定する制度を新たに創設（令和6年5月）。
[内閣府特命担当大臣（防災担当）、国土交通大臣が認定] ※活動：語り部、防災に係る催事、防災ツアー等
- 今後、認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、災害リスクを自分事化し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげていく。

背景

- 近年、全国各地で災害が発生し、災害後には「まさか自分が被災者になるとは…」という声が発せられるなど、多くの方が災害を自分のこととしてとらえていない。
- 一方で、過去の災害の伝承により、命が救われた事例もある。

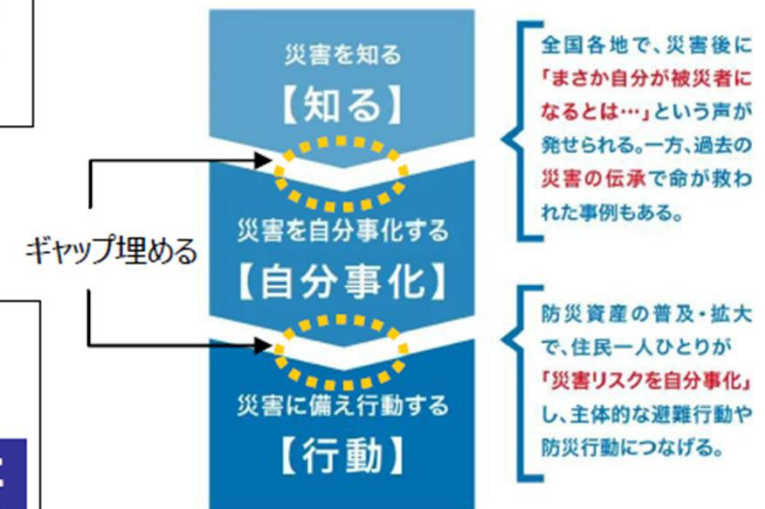


<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-shisa...>



災害リスクの自分事化に向けて

- 認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、「災害リスクを自分事化」し、「主体的な避難行動」や「地域に貢献する防災行動」につなげる。



内閣府特命担当大臣(防災担当)、国土交通大臣による認定

- 内閣府特命担当大臣（防災担当）、国土交通大臣が認定を実施。
「優良認定」、「認定」に区分。

- ・「NIPPON防災資産」認定証の授与
- ・ウェブサイト等でコンテンツを紹介

防災資産の普及・拡大によりこの国に暮らすひとりひとりが、災害リスクを自分事化し、主体的な防災行動へ

大垣市「大垣市輪中館及び大垣市輪中生活館」

- ・ 輪中館では、頻繁に起こる水害から生命や財産を守るために作られた「輪中」の成り立ちや歴史、生活や文化について展示・解説
- ・ 輪中地域の典型的な地主建築の様式を備える、市重要有形民俗文化財「旧名和邸」（輪中生活館）と合わせて輪中に暮らす人々の生活や文化を学べる施設
- ・ 輪中について学ぶ活動として、大垣市内や近隣市町に残る輪中に関する史跡や施設をめぐる「輪中巡検」「大垣輪中めぐり」を実施するとともに、輪中の生活の体験講座として、輪中地域の生活が生み出した「箱ずし」づくりや「水まんじゅう」づくり、水器として使われたひょうたんを使ったワークショップ等を開催



海津市「木曾三川輪中ミュージアム(愛称：わじゅーむ)」

- ・ 木曾三川下流域における輪中地域を代表する「高須輪中」のなりたちや地理的環境、水害から生活を守る工夫、治水工事の歴史、排水技術の進歩、水防活動、低地における農業の発展をとり上げ、地域をとりまく自然環境や被災歴、先人の知恵などについて展示公開する施設。
- ・ 輪中や水害をテーマとする企画展及び講座を開催し、過去の事例や教訓、地域の災害史を知り、防災意識を高める取り組みを行っている。また、要望に応じて市民への出前講座を実施



第2回NIPPON防災資産認定 伝達式 開催状況 (大垣市輪中館及び大垣市輪中生活館)

○第2回認定NIPPON防災資産の認定を受け、令和7年12月24日(水)に大垣市日新地区センターで認定伝達式が開催され、中部地方整備局河川部長から認定者の代表者である大垣市長へ認定証が授与されました。

○日時等

- ▶日時 : 令和7年12月24日(水) 13:00~13:30
- ▶会場 : 大垣市 日新地区センター 会議室
- ▶出席者 : 大垣市長、大垣市副市長、大垣市教育長、大垣輪中研究会長、大垣市教育委員会事務局長、大垣市輪中館長
岐阜県県土整備部土木技監、中部地方整備局河川部長、木曽川上流河川事務所 副所長

○式典状況



石田大垣市長



中部地方整備局
高畑河川部長



岐阜県県土整備部
飯島土木技監



認定証授与



認定者集合写真

○主催者からのコメントなど

- ・「大垣市輪中館及び大垣市輪中生活館」は、治水の歴史と水災害に対する防災の重要性を伝えるとともに、輪中地域の生活文化や歴史、先人の取り組みを伝える活動がなされています。
- ・今後も、皆様の活動によって、この「資産」の価値をさらに高めていただいき、皆様の地域、そして我が国における防災力の向上を牽引していただくことを期待しています。

○今後の活動方針

- ・この度の認定は、大垣輪中研究会をはじめとする地域の皆様と大垣市が一緒になって取り組んできた活動を評価いただけたものと嬉しく思います。
- ・大垣市輪中館では、平成4年の開館以来、輪中の成り立ちや輪中地域の暮らし等について多くの方に学んでいただいております。また、平成9年に開館した大垣市輪中生活館(輪中民家である大垣市重要有形民俗文化財「旧名和邸」)でイベントを開催することで、大人はもとより子ども達にも輪中の生活について知っていただく活動を続けています。
- ・引き続き、地域の皆様からのご協力をいただきながら魅力ある事業を実施し、先人が水と闘ってきた歴史を伝えていけるよう努めてまいります。

第2回NIPPON防災資産認定 伝達式 開催状況 (木曾三川輪中ミュージアム)

○第2回認定NIPPON防災資産の認定を受け、令和7年12月24日(水)に木曾三川輪中ミュージアムで認定伝達式が開催され、中部地方整備局河川部長から認定者の代表者である海津市長へ認定証が授与されました。

○日時等

- ▶日時 : 令和7年12月24日(水) 15:30~16:00
- ▶会場 : 海津市 木曾三川輪中ミュージアム 1階 展示スペース
- ▶出席者 : 海津市長、海津市議会議長、海津市教育委員会事務局長、海津市市民生活部長、海津市都市建設部長、木曾三川輪中ミュージアム館長、岐阜県県土整備部土木技監、中部地方整備局河川部長、木曾川下流河川事務所長、

○式典状況



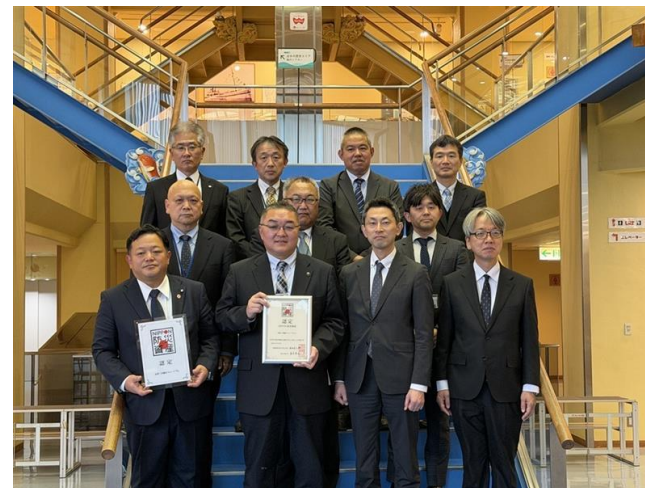
横川海津市長

中部地方整備局
高畑河川部長

岐阜県県土整備部
飯島土木技監



認定証授与



認定者集合写真

○主催者からのコメントなど

- ・「木曾三川ミュージアム」は、輪中のなりたちや工夫、河川改修の歴史を貴重な資料をもとに伝え、また多くの学校団体の見学を受け入れるなど、治水の歴史と水災害に対する防災の重要性を伝えています。
- ・今後も、皆様の活動によって、この「資産」の価値をさらに高めていただいき、皆様の地域、そして我が国における防災力の向上を牽引していただくことを期待しています。

○今後の活動方針

- ・当館が「NIPPON防災資産」として認定されたことは、先人が築き上げた輪中の歴史と治水文化の継承において、非常に大きな意義を持つものと捉えております。
- ・平成5年の開館以降、堀田(ほりた)や水屋、金廻四間門樋といった独自の防災遺構や、水との共生を目指し先人たちが歩んできた治水の歴史を後世に伝えるため、企画展や講座など様々な取り組みを行ってまいりました。さらに、令和7年3月にリニューアルオープンし、子どもから大人まで主体的に学べるよう、映像や体験コンテンツの充実を図りました。
- ・今回の認定を機に、さらに内容を磨き上げ、展示や学習を通じて地域全体の防災意識の向上と災害に強い社会づくりに貢献する「生きた防災教育の拠点」として、その役割を果たしてまいります。

三重県の海岸保全基本計画

三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画

概要版



明和海岸

1. 海岸保全基本計画とは

海岸保全基本計画とは、平成11年海岸法の改正に伴い、「美しく、安全で、いきいきとした海岸」の継承を基本理念とする国の定めた「海岸保全基本指針」に基づいて都道府県が作成する計画で、地域の意見等を反映して作成するものです。

海岸法改正においては、これまでの「災害からの海岸の防護」に加えて、「海岸環境の保全」及び「公衆の海岸の利用の適正な利用」が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の3つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すことが求められています。

三重県では、伊勢湾及び熊野灘沿岸を対象に海岸保全基本計画を策定しています。

【海岸保全基本計画策定の経緯】

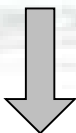
昭和31年(1956年) 海岸法の制定



津波・高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施

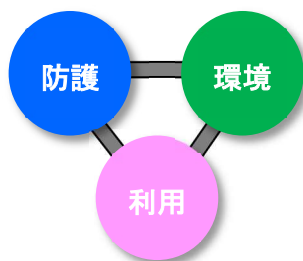


昭和28年台風13号



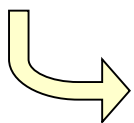
環境問題の深刻化
余暇需要の増大による海岸利用の多様化

平成11年(1999年) 海岸法の一部改正



- ・防護・環境・利用の調和の取れた総合的な海岸管理制度の創設
- ・地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
- ・海岸法の対象となる海岸の拡張(一般公共海岸区域の創設)
- ・国の直轄管理制度の導入

- ・国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするため、「海岸保全基本方針」を定める
- ・都道府県知事が計画的、整合のとれた海岸の保全を行うため、「海岸保全基本計画」を定める



平成15年3月 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画策定 (愛知県・三重県)

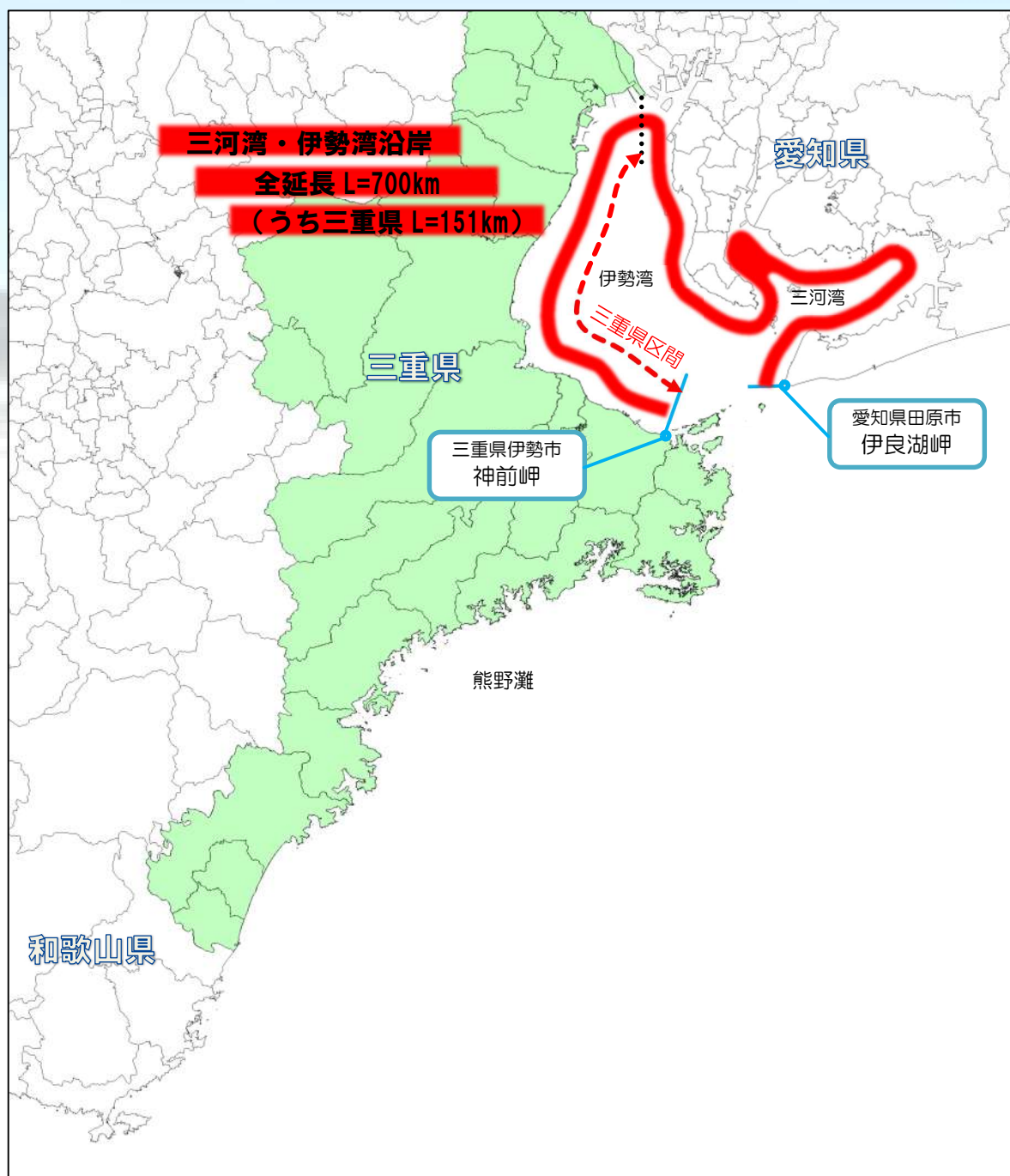
【計画の対象範囲】

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

対象範囲 愛知県田原市伊良湖岬
～三重県伊勢市二見町神前岬

沿岸市町（三重県区間6市3町）

木曾岬町、桑名市、川越町、四日市市、
鈴鹿市、津市、松阪市、明和町、伊勢市



2. 基本計画変更の背景

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書（平成25年（2013年））によれば、気候システムの温暖化は疑いの余地がなく進行しており、大気と海洋の温度上昇、雪氷の減少、そして海面水位の上昇が報告されています。また、21世紀を通じて、大気と海洋の温暖化が続き、世界平均の海面水位も上昇を続けると予測されています。

令和元年（2019年）10月、国は「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」を設置しました。この委員会は、従来の海岸保全の取り組みを基に、気候変動への適応策を具体化することを目的としています。具体的には、気候変動に伴う平均海面水位の上昇や台風の強大化が沿岸地域に及ぼす影響、今後の海岸保全のあり方、海岸保全の前提となる外力の考え方、気候変動を考慮した整備手法などについて検討が行われました。

その結果、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」が令和2年（2020年）7月に示され、今後の海岸保全対策を過去のデータに基づきながらも、気候変動の影響を明示的に考慮したものへと転換することが提案されました。

これを受けて、国は令和2年（2020年）10月に海岸保全基本方針を変更し、気候変動の影響を考慮した対策へと移行しました。

これらを踏まえ、令和7年8月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととします。

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言【概要】

○ 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換。
 > パリ協定の目標と整合するRCP2.6(2℃上昇に相当)を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進。
 > 平均海面水位が2100年に1m程度上昇する悲観的予測(RCP8.5(4℃上昇に相当))も考慮し、これに適應できる海岸保全技術の開発を推進、社会全体で取り組む体制を構築。

I 海岸保全に影響する気候変動の現状と予測

・ IPCCのレポートでは「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、SROCCによれば、2100年までの平均海面水位の予測上昇範囲は、RCP2.6(2℃上昇に相当)で0.29-0.59m、RCP8.5(4℃上昇に相当)で0.61-1.10m。

気候変動による外力変化イメージ

＜気候変動影響の将来予測＞

	将来予測
平均海面水位	・ 上昇する
高潮時の潮位偏差	・ 極値は上がる
波浪	・ 波高の平均は下がるが極値は上がる ・ 波向きが変わる
海岸侵食	・ 砂浜の6割～8割が消失

II 海岸保全に影響する外力の将来変化予測

・ 潮位偏差や波浪の長期変化量の定量化に向けて、気候変動の影響を考慮した大規模アンサンブル気候予測データベース(d4PDF)の台風データ及び爆弾低気圧データを対象にした現在気候と将来気候の比較を実施。
 ・ d4PDFが活用できることを確認。

＜現在気候と将来気候の比較＞

	台風トラックデータ	爆弾低気圧トラックデータ
最低中心気圧	極端事象は将来気候の最低中心気圧が低下傾向	再現期間100年以上を除いて現在気候と将来気候は同程度
高潮時の潮位偏差	極端事象は将来気候の方が相対的に上昇	再現期間100年以上を除いて現在気候と将来気候は同程度

＜今後の課題＞

- ・ 適切なバイアス補正方法を含めた将来変化の定量化
- ・ 日本各地の海岸の将来変化の定量化
- ・ 波浪の長期変化量の定量化

III 今後の海岸保全対策

・ 気候変動の影響を踏まえれば、将来的に現行と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準が上がるのが想定される。
 ・ 高潮と洪水氾濫の同時発生など新たな形態の大規模災害の発生も懸念される。
 ・ 悲観的シナリオでの海面上昇量では、沿岸地域のみならず、社会構造全体に深刻な影響をもたらす可能性がある。
 ⇒ 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換

III-1 高潮対策・津波対策

・ 平均海面水位は徐々に上昇し、その影響は継続して作用し、高潮にも津波にも影響。ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、今後整備・更新していく海岸保全施設(堤防、護岸、離岸堤等)については、整備・更新時点における最新の期望平均満潮位に、施設の耐用年数の間に将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味する。
 ・ 潮位偏差や波浪は、平均海面水位の予測より不確実性が大きいものの、極値が上がると予測される。最新の研究成果やd4PDF等による分析を活用し、将来的に予測される潮位偏差や波浪を適切に推算し対策を検討する。

＜海岸保全における対策＞

- ・ 地域の実情や背後地の土地利用や環境にも配慮しつつ、将来の外力変化の予測に応じた堤防等のかさ上げや面的防護方式による整備の推進
- ・ 堤防の粘り強い構造や排水対策等の被害軽減策の促進
- ・ 将来的な外力変化とライフサイクルコストをともに考慮した最適な更新及び戦略的な維持管理
- ・ 海象や地形、海岸環境のモニタリングの強化及び海岸保全施設の健全度評価の強化

＜他分野との連携が必要な対策＞

- ・ 高潮浸水想定区域の指定促進等、リスク情報や避難判断に資する情報提供の強化
- ・ 高潮と洪水の同時発生も想定し、堤防等のハード整備の充実を目指すとともに、水害リスクを考慮した土地利用やまちづくりと一体となった対策の推進
- ・ 沿岸地域における水害にも配慮したBCPの作成

III-2 侵食対策

・ 海浜地形の予測はさらに不確実性が大きいので、モニタリングを充実するとともに予測モデルの信頼度を高める。
 ・ 沿岸漂砂による長期的な地形変化に対しては、全国的な気候変動の影響予測を実施する。
 ・ 高波時に問題となる岸沖漂砂による急激な侵食については、機動的なモニタリングを充実する。
 ・ 30～50年先を見据えた「予測を重視した順応的砂浜管理」を実施する。防護だけでなく環境・利用上の砂浜の機能も評価する。
 ・ 総合土砂管理計画の作成及び河川管理者やダム管理者等とも協力した対策の実施など、流域との連携を強化する。

IV 今後5～10年の間に着手・実施すべき事項

・ 海象や海岸地形等のモニタリングやその将来予測、さらに影響評価、適応といった、海岸保全における気候変動の予測・影響評価・適応サイクルを確立し、継続的・定期的に対応を見直す仕組み・体制を構築。
 ・ 地域のリスクの将来変化について、防護だけでなく環境や利用の観点も含め、定量的かつわかりやすく地域に情報提供するとともに、地域住民やまちづくり関係者等とも連携して取り組む体制を構築。

3. 変更の概要

今回の計画変更では、令和2年（2020年）年10月に改正された「海岸保全基本方針」に基づき、気候変動による影響を考慮した対策へ転換します。

気候変動の影響を考慮した外力への対応

○高潮対策

最も沿岸に被害を与えた昭和28(1953)年13号台風・伊勢湾台風規模の台風を基本に、気候変動により中心気圧が低下した場合に想定される高潮・波浪に対して、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、気候変動による台風の強大化、海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた海岸保全施設の整備を行うことを目標とします。

○地震・津波対策

南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震・津波（レベル1(L1)津波)に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とします。

この際、気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標を検討する。

○侵食対策

現状の汀線を保持・保全すること、または目的に応じて復元することを目標とします。

気候変動による影響の予測や、モニタリングにより対策の効果を確認し、次の対策を検討する「予測を重視した順応的砂浜管理」を行います。

4. 海岸保全の基本方針

三河湾・伊勢湾沿岸保全における基本理念

三河湾・伊勢湾沿岸の「あるべき姿」とは、沿岸の人々に残る伊勢湾台風等の記憶を教訓とし、近年脅威となっている大地震への不安を払拭すべく、『災害に強い海岸』を目指すとともに、穏やかな内湾を背景として白砂青松で知られる海岸や湾内に存在する干潟や藻場などの多様な自然環境の保全・復元に努め、水辺で育まれてきた歴史的風土や生活文化・レクリエーション・産業活動などの多様な場として地域の発展に寄与するなど、これらが地域の特性をいかしながら沿岸全体にバランスよく調和されることである。

このため、沿岸域の諸問題を総合的にとらえ、関連組織をお互いに強調・連携を図りながら、地域住民とともに全国に誇れる安全で魅力ある三河湾・伊勢湾沿岸を創造し、良好なかたちで将来に引き継ぐものとする。



防護



環境

利用



三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

防護面

次に示す項目の防護水準達成を目標とし、その中で海岸管理者は、防護対象となる地域の利用状況やニーズに応じて、現況調査・性能照査を行い適切な対策を実施する。また、対策の実施にあたっては、河川、港湾、漁港等の各管理者ならびに関係機関と連携し、事業を進めていくものとする。

(1)高潮対策の目標

○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）

最も沿岸に被害を与えた昭和28(1953)年13号台風・伊勢湾台風規模の台風を基本に、気候変動により中心気圧が低下した場合に想定される高潮・波浪に対して、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、気候変動による台風の強大化、海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。

○少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標

（危機管理対策目標）

気候変動下の将来において想定し得る最大規模の高潮に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。

併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。

(2)地震・津波対策の目標

○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）

南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震・津波（レベル1(L1)津波）に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。

この際、気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標を検討する。

○少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標

（危機管理対策目標）

発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（レベル2(L2)津波）に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。

併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。

(3)海岸侵食対策の目標

現状の汀線を保持・保全すること、または目的に応じて復元することを目標とする。

気候変動による影響の予測や、モニタリングにより対策の効果を確認し、次の対策を検討する「予測を重視した順応的砂浜管理」を行う。

目標を達成するための施策

1. 高潮災害への対策

- (1) 海岸保全施設等による高潮災害に対する防護機能の向上
- (2) 砂浜・松林等の自然防災機能の活用
- (3) 沿岸の土地利用変化に対応した高潮対策

2. 地震・津波災害への対策

- (1) 海岸保全施設等による地震・津波災害に対する防護機能の向上
- (2) 施設の耐震安定性の確保

3. 海岸侵食への対策

- (1) 砂浜の保全・復元
- (2) 施設の洗掘対策

4. 総合的な危機管理対策の推進

- (1) 地域防災体制強化の推進
- (2) 施設の適切な維持管理・運用体制の構築
- (3) 危機管理対策の推進
- (4) 防災教育の推進

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

環境面

海岸環境の整備及び保全の目標

沿岸域における自然環境が、質・量共に生物にとって十分良好な状態で維持されることを目指し、沿岸住民と海岸環境の共生のために広域的・総合的に取り組んでいくものとする。

目標を達成するための施策

1. 広域的・総合的な取組み

(1) 一体的・計画的な事業の推進

2. 良好な生物・生息環境の保全・復元

- (1) 良好な自然環境の保全・復元
- (2) 生物の生育・生息環境に配慮した海岸整備の推進
- (3) 水質・底質の改善
- (4) 漂着流木等の対策
- (5) 気候変動に伴う影響の把握
- (6) 生物多様性の保全
- (7) ブルーカーボン創出の取組への連携

3. 海岸景観の保全・復元

- (1) 自然公園・砂浜や松林等、優れた海岸景観の保全・復元
- (2) 景観に配慮した海岸保全施設の整備

4. 自然と沿岸住民の共生

- (1) 自然保護活動の推進
- (2) 沿岸域の文化の保存・継承・創造

利用面

適正な利用の目標

背後地の利用状況や利用者のニーズに配慮し、沿岸域の有効かつ適正な利用を目標として、海岸利用の快適性・利便性・有効性を高めるべく整備を行うこととする。

目標を達成するための施策

1. 沿岸域の有効かつ適正な利用

- (1) 港湾利用、漁港・漁場利用の促進
- (2) 多様なメディアによる海岸利用のPR
- (3) 海岸の利用に関する情報の共有

2. 地域社会に密着した海岸空間の形成

- (1) アクセスしやすい海岸の整備
- (2) 各種施設へのユニバーサルデザインの採用
- (3) 地域文化の保存・継承・創造
- (4) 快適な海岸利用のための利便設備の整備
- (5) 周辺地域との連携

3. 様々な海岸利用者の共存

- (1) 利用者のマナー向上
- (2) 多様化する海岸利用の共存

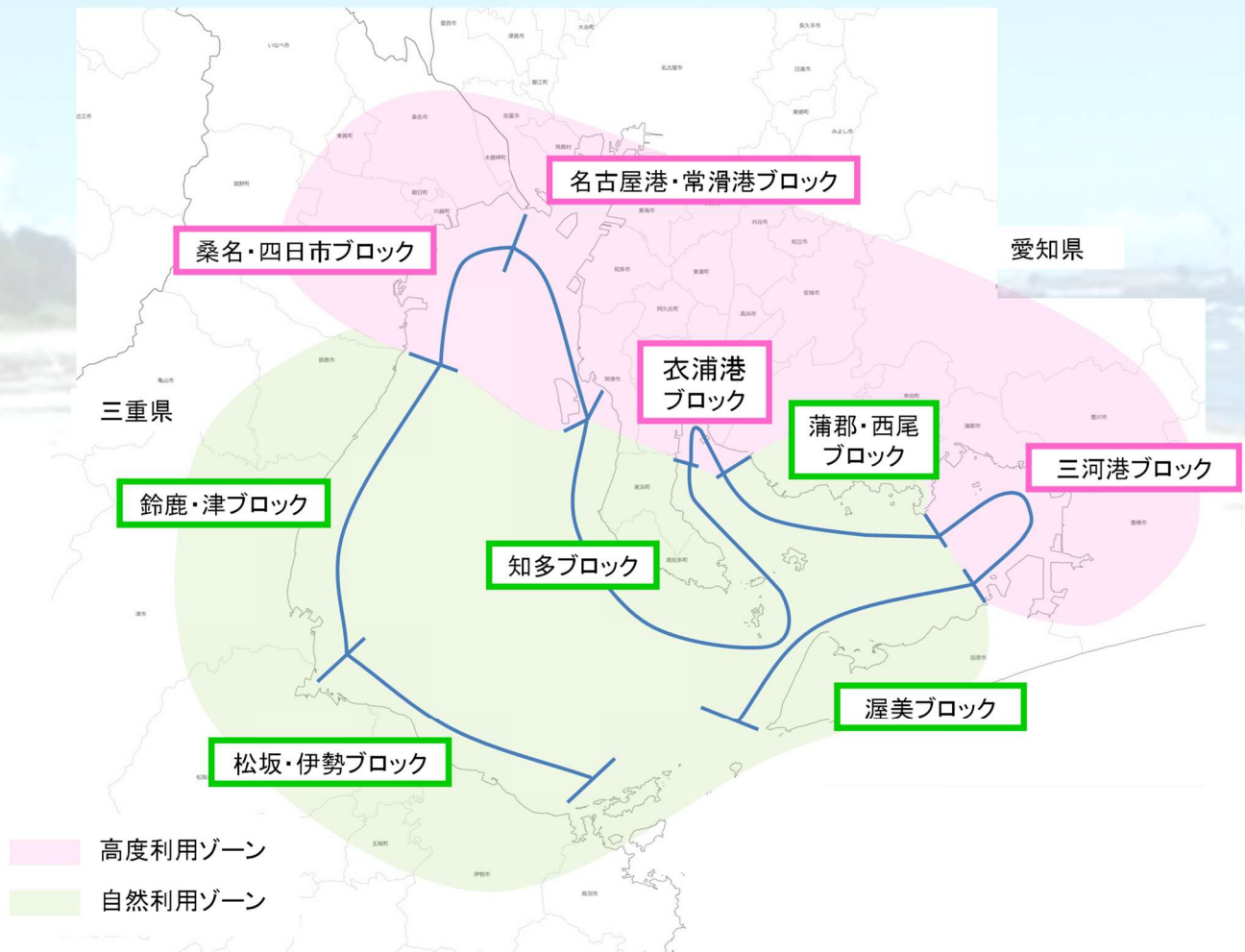
三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

【沿岸域のゾーニング・ブロック区分】

高度利用ゾーン：三河湾・伊勢湾沿岸の生産・物流・交流機能は主に港湾を拠点として形成されているため、ゾーン内に配置されている名古屋港・四日市港・衣浦港・三河港の4つの港湾を中心としたブロックを設定する。(4ブロック)

自然利用ゾーン：ゾーン内において、位置的条件等の地域特性を考慮してブロックを設定する。(5ブロック)

ブロック区分においては、地域を特徴付ける指標として、以下の項目を整理することによりブロックを区分し、さらにはブロック毎の海岸保全の方向性を決定していく。



三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

【ブロック毎の施策】

桑名・四日市ブロック（高度利用ゾーン）		
防 護	環 境	利 用
<p>「背後に集積した人口・資産の安全を確保する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸堤防等の耐震性確保 ■ 海岸堤防等の老朽化対策 ■ 津波・高潮対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携 ■ わずかに残る砂浜の保全・復元 	<p>「わずかに残された自然環境の保全・復元」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 干潟・砂浜の保全・復元 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に関する関係機関連携 	<p>「港湾利用とレクリエーション活動の適正化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進 ■ パブリックアクセスの確保 ■ 水際線を活用した空間整備の推進

鈴鹿・津ブロック（自然利用ゾーン）		
防 護	環 境	利 用
<p>「自然の防災機能を活用した海岸域の防護」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸堤防等の耐震性確保 ■ 海岸堤防等の老朽化対策 ■ 津波・高潮対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携 ■ 砂浜の保全・復元 	<p>「白砂青松の海岸の保全・復元」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 干潟・砂浜の保全・復元 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に対する関係機関との連携 	<p>「各種利用活動の共存・モラルある海岸利用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種利用活動への配慮 ■ アクセスの確保・利用施設の整備 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進

松阪・伊勢ブロック（自然利用ゾーン）		
防 護	環 境	利 用
<p>「自然の防災機能を活用した海岸域の防護」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸堤防等の耐震性確保 ■ 海岸堤防等の老朽化対策 ■ 津波・高潮対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携 	<p>「ウミガメのやってくる砂浜等の自然環境・美しい景観の保全・復元」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 干潟・砂浜の保全・復元 ■ 美しい海岸景観の保全 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に対する関係機関との連携 	<p>「各種利用活動の共存・モラルある海岸利用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種利用活動への配慮 ■ アクセスの確保・利便施設の整備 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進



気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の
変更にかかる外力の検討について

検討結果報告書

令和7年2月

三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会

目次

はじめに	3
1. 防護に関する基本的な考え方	3
2. 気候変動を考慮した計画外力設定	3
(1) 気候変動シナリオと目標年次	3
(2) 海面上昇量	4
(3) 朔望平均満潮位	4
(4) 潮位偏差	4
(5) 設計高潮位	4
(6) 波浪	4
(7) 津波	4
3. 段階的な整備の考え方	5
4. 予測を重視した順応的な砂浜管理	5
5. 今後の展望と課題	5
6. 参考資料	6

はじめに

地球温暖化の進行は、海面上昇や台風の大規模化など、私達の暮らしを脅かす様々な危機を海岸にもたらす。こうした状況を踏まえ、国は令和2年11月に海岸基本方針を抜本的に見直し、令和3年7月には海岸保全施設の技術基準に関する省令を改正した。これらの改正は、気候変動の影響を的確に見積もり、より強固な海岸保全施設を整備することを目的とする。そのため、各海岸管理者には、最新の科学的知見に基づき、これまで以上に精度高く計画を見直すとともに、それに応じた施設設計を行うことが求められる。

三重県においても、伊勢湾・熊野灘沿岸は、古くから高潮や波浪による被害を受けてきた歴史があり、気候変動の影響によるさらなる被害の拡大は、避けることのできない喫緊の課題である。こうした状況を踏まえ、三重県と四日市港管理組合は、令和5年9月、「三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会」（以下「技術部会」という。）を設置し、気候変動を踏まえた海岸保全の検討を開始した。

技術部会では、最新の気候変動予測データや高度な数値シミュレーション技術を活用し、気候変動がもたらす海面上昇、高潮、波浪の状況を予測した上で、これらの変化を踏まえた計画の立案に必要な数値目標（計画外力）をどのように設定するべきかについて、検討を重ねてきた。

本報告書は、技術部会における検討成果をまとめたものであり、今後の三重県において海岸整備をおこなうにあたり、基礎資料として、活用いただくことを目的とする。

なお、将来予測には不確実性が伴っており、モニタリングによる確認と、見直しが必要であることを付記しておく。

三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会

部会長 名古屋大学 減災連携研究センター

教授 富田 孝史

部会員 国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部

水環境研究官 加藤 史訓

部会員 国土交通省 国土技術政策総合研究所 港湾・沿岸海洋研究部

港湾・沿岸防災研究室長 本多 和彦

1. 防護に関する基本的な考え方

技術部会は、防護に関する基本的な考え方について委員会に進言する。委員会での議論を経て、三河湾・伊勢湾海岸保全基本計画第1章、熊野灘沿岸海岸保全基本計画第1編に記載されるものとする。

2. 気候変動を考慮した計画外力設定

技術部会では、以下の手順で気候変動の影響を考慮した計画外力の検討を行った。

(1) 気候変動シナリオと目標年次

気候変動の影響評価にあたっては、「気候変動をふまえた海岸保全のあり方 提言」に基づき、産業革命以前と比較した世界の平均気温上昇を2℃に抑制するシナリオ（RCP2.6）を採用した。目標年次は、「日本の気候変動2020—大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書—」（文部科学省及び気象庁、令和2年12月）に基づき、21世紀末（2100年）とした。

(2) 朔望平均満潮位

1986～2005年*（以下、20世紀末とする）を気候変動の影響を大きく受けていない期間として設定し、この期間に観測された朔望平均満潮位の平均値を算出した。

なお、津松阪港、鳥羽、尾鷲の各観測所については、観測基準面の変動を踏まえ、適切な補正を行った。21世紀末の朔望平均満潮位は、この値に上記海面上昇量を加算することで算出した。

*「変化する気候下での海洋・雪氷圏に関するIPSS特別報告書（海洋・雪氷圏特別報告書）（IPCC第51回総会 令和元年9月）」に、100年における平均海面水位の上昇範囲は、「1986～2005年の期間と比べて、RCP2.6では0.29-0.59m」と記述されていることから、この期間を気候変動の影響を受けていない期間として設定した。

(3) 海面上昇量

「日本の気候変動2020」のRCP2.6シナリオに基づく日本沿岸の平均海面水位上昇予測値である約0.39mを採用した。

(4) 潮位偏差

気候予測データベース（d4PDF/d2PDF）を活用し、過去実験（20世紀末の気候）と2℃上昇実験（21世紀末の気候）を実施した。これらの実験結果から、台風中心気圧の低下量を考慮し、新伊勢湾台風規模の潮位偏差を算出した。さらに、河川や行政区域等の地理的要因を考慮し、一連の区間として整理した上で、各区間における潮位偏差を確定した。

(5) 設計高潮位

21世紀末の設計高潮位は、

「(2)朔望平均満潮位+(3)海面上昇量+(4)潮位偏差」により算出した。ただし、21世紀末の設計高潮位が現行の設計潮位を下回る場合は、防護水準が低下しないよ

うに適切な調整を行った。特に、熊野灘沿岸において、調査により現行の計画偏差が痕跡値であることが判明した区間についても、同様の調整を施した。

(6) 波浪

2024年まで運用されていた波浪（以下、現行計画波浪とする）は1955年～2006年の擾乱データを使用して算出されたものであるが、これに2007年から2022年までの92の擾乱データを加え、極値統計解析により50年確率の波高を算出した（以下、20世紀末波浪とする）。その結果、20世紀末波浪との比較分析から、21世紀末の波浪は以下の二通りの手法で設定することとした。

・20世紀末波浪 \leq 現行計画波浪の場合：21世紀末波浪=20世紀末波浪 \times 1.01

・20世紀末波浪 $>$ 現行計画波浪 \times 1.01の場合：21世紀末の波浪=20世紀末波浪

(7) 津波

20世紀末の朔望平均満潮位に海面上昇量を加えた潮位を用いて算出した。

3. 段階的な整備の考え方

気候変動の影響は、長期にわたり、段階的に顕在化することが予測される。そのため、海岸保全施設の整備においても、段階的に計画を進めていくことが重要となる。具体的な整備内容については、別紙「海岸保全施設における気候変動を踏まえた段階的な整備について」を参照されたい。

4. 予測を重視した順応的砂浜管理

海面上昇や波向の変化は、砂浜の侵食を加速させる要因となりうる。そのため、精度の高い予測に基づき、状況に応じて柔軟に対応できる砂浜管理体制を構築することが重要となる。具体的には、潮位・波浪の継続的な観測や詳細な現地測量等による汀線変化の予測、最新技術を駆使した効率的な観測体制の構築、総合的な土砂管理計画に基づく適切な土砂供給などが有効な手段として考えられる。これらの対策効果を継続的にモニタリングし、必要に応じて対策内容を見直すことで、より効果的な砂浜管理を実現する。

5. 今後の展望と課題

技術部会では、現在入手可能なデータと最新の知見を最大限に活用し、可能な限り精度の高い予測を行った。しかしながら、気候変動予測は、その性質上、不確実性を完全に排除することができない。今後、さらなるデータ蓄積や予測技術の進展に伴い、予測結果が更新される可能性がある。また、気候変動影響の評価手法や適応策についても、技術開発の進展が期待される。

従って、本報告書で提示した計画外力や対策内容は、あくまで現時点における最良の知見に基づくものであることをご理解いただくとともに、今後、新たな知見や予測データが得られた際には、速やかに内容を見直し、必要に応じて計画に反映していくことが重要である。

-----参考-----

～2024年までの設計条件設定根拠

1. 天文潮位

【水管理国土保全局】

伊勢湾高潮対策協議会(S35.2.18)により、台風期平均満潮位として設定された値を使用。

設定値の根拠：伊勢湾内＝伊勢湾高潮対策協議会、熊野灘＝不明

【港湾局】

通年の朔望平均満潮位を使用。

設定値の根拠：S39～S44の資料有、その他不明

2. 潮位偏差

伊勢湾台風来襲時の観測値

一部痕跡値（瞬間的な値や波浪による高さが含まれている）

3. 設計高潮位

【水管理国土保全局、港湾局】

天文潮位＋潮位偏差

【農村振興局、水産庁】

既往最高潮位

4. 波浪

平成19年東海沖波推算業務（財漁港漁場漁村技術研究所）を使用

5. 津波

平成25年 海岸調査第1分2001号 三重県設計津波等検討業務を使用
（港湾・海岸課発注）

海岸保全施設における気候変動を踏まえた段階的な整備について

今後の海岸整備は、気候変動による影響を考慮し、現場に実装していくものとする。

ここでは、海面上昇量および潮位偏差・波浪が増加していく過程について複数の考え方を示し、段階的な整備を行う際の参考となる考え方を整理する。

○海面上昇量：(A)

・考え方1 (A1)

海面上昇量は2℃上昇シナリオ(RCP2.6)における平均値を設定している。年ごとの上昇量は不明瞭であるため、施設の整備時期にかかわらず、21世紀末の上昇量を予め見込む。

【20世紀末の朔望平均満潮位+0.39mを2006年から適用する。】

・考え方2 (A2)

下図のように、線形的に上昇するものとし、

【2006年から2100年まで0.39m上昇 約4.1mm/年とする。】

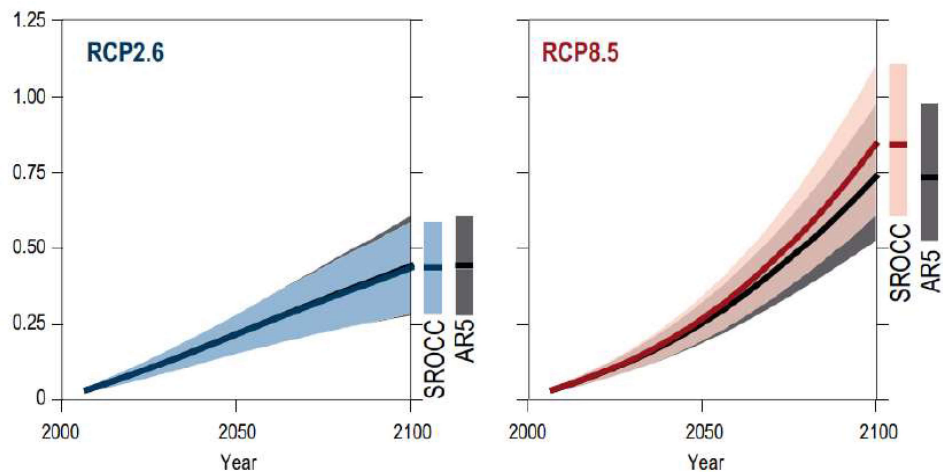


図6 世界平均海面水位の予測

左は2℃上昇シナリオ(RCP2.6)、右は4℃上昇シナリオ(RCP8.5)における、世界平均海面水位の予測。予測値は1986～2005年の平均からの偏差であり、青又は赤の陰影は「可能性が高い」の範囲を示す。黒線及び灰色の陰影は、IPCC第5次評価報告書における予測及び「可能性が高い」とされた範囲。

出典：海洋・雪氷圏特別報告書

○潮位偏差、波浪の増大量：(B)

・考え方 (B1)

台風を中心気圧について、2℃上昇シナリオ (RCP2.6) では、2040 年まで低下し、2099 年までは横ばいになるという予測に基づくものとする。

【潮位偏差と波浪は 2040 年までに 21 世紀末の外力に到達するものとする。】

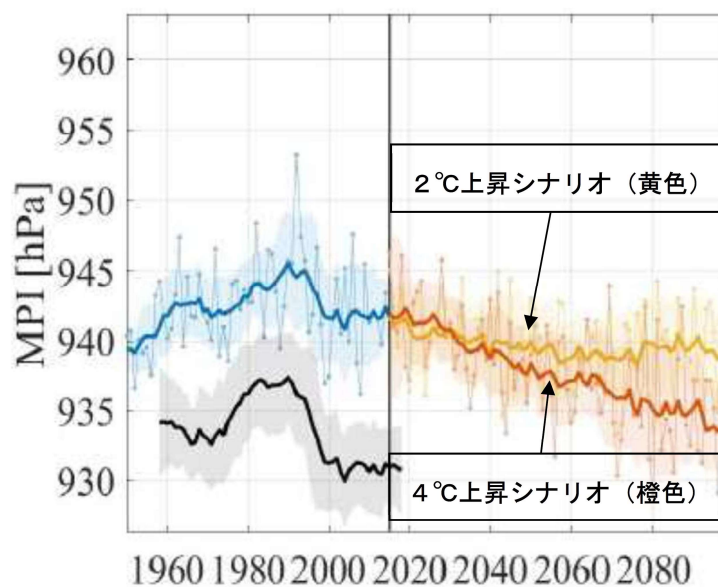


図 10 全球及び日本域 150 年連続実験データに基づく台風月 (7-10 月) の気候的可能最大台風強度 (MPI) の将来変化

(青色：現在気候 4 メンバー平均、黄色： RCP2.6、橙色： RCP8.5、黒色：大気再解析値 JRA-55 値、細線：1 年、太線 10 年移動平均値、網掛け：10 年移動平均分散値、単位：hPa)

出典：気候変動による日本主要湾における可能最大クラス高潮の長期変化 (森ら, 2021) (土木学会論文集 B2 (海岸工学))

・考え方 (B2)

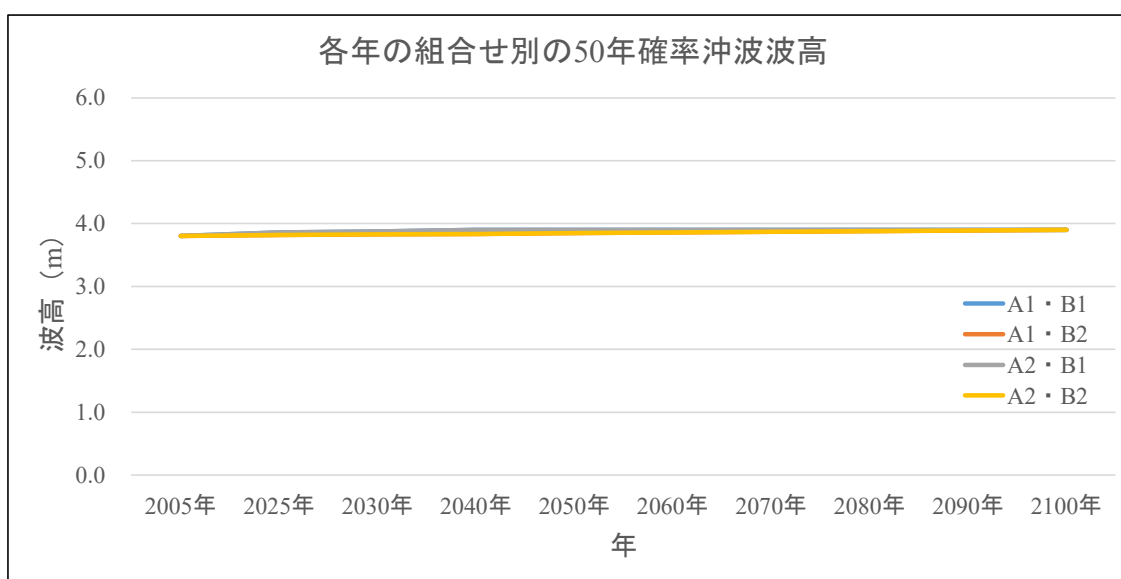
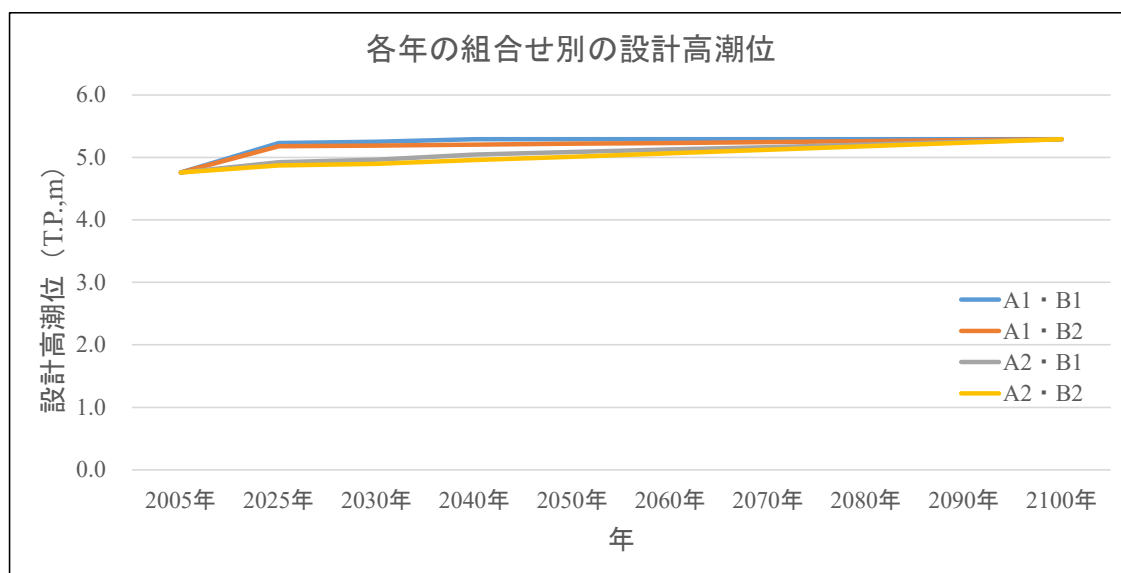
現時点では海面上昇に比べて確実性が低い。

【高潮偏差は 21 世紀末まで線形的に上昇するものとする。】

以下に、考え方を組み合わせて計算した結果の一例を以下に示す。

(対象：伊勢湾① 木曾岬～城南第一 桑名港：県内で最も設計高潮位が高い区間)

		2005年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
A1・B1	設計高潮位 (T.P.,m)	当年のHHWL設定値	4.76	5.23	5.25	5.29	5.29	5.29	5.29	5.29	5.29
		2100年HHWLとの差	0.53	0.06	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	波高 (m)	当年の波高	3.80	3.86	3.87	3.90	3.90	3.90	3.90	3.90	3.90
		2100年波高との差	0.10	0.04	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
A1・B2	設計高潮位 (T.P.,m)	当年のHHWL設定値	4.76	5.18	5.19	5.20	5.22	5.23	5.25	5.26	5.28
		2100年との差	0.53	0.11	0.10	0.09	0.07	0.06	0.04	0.03	0.01
	波高 (m)	当年の波高	3.80	3.82	3.83	3.84	3.85	3.86	3.87	3.88	3.89
		2100年波高との差	0.10	0.08	0.07	0.06	0.05	0.04	0.03	0.02	0.01
A2・B1	設計高潮位 (T.P.,m)	当年のHHWL設定値	4.76	4.92	4.96	5.04	5.08	5.13	5.17	5.21	5.25
		2100年との差	0.53	0.37	0.33	0.25	0.21	0.16	0.12	0.08	0.04
	波高 (m)	当年の波高	3.80	3.86	3.87	3.90	3.90	3.90	3.90	3.90	3.90
		2100年波高との差	0.10	0.04	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
A2・B2	設計高潮位 (T.P.,m)	当年のHHWL設定値	4.76	4.87	4.90	4.96	5.01	5.07	5.12	5.18	5.23
		2100年との差	0.53	0.42	0.39	0.33	0.28	0.22	0.17	0.11	0.06
	波高 (m)	当年の波高	3.80	3.82	3.83	3.84	3.85	3.86	3.87	3.88	3.89
		2100年波高との差	0.10	0.08	0.07	0.06	0.05	0.04	0.03	0.02	0.01



計算結果によれば、どの過程を経ても 2080 年以降には大きな変動が見られないと考えられる。この結果を踏まえ、耐用年数や背後地の将来変化を考慮しつつ、段階的な整備を実施することとする。その際の外力については、以下の点に留意し、海岸保全施設の管理者が海岸毎に総合的に判断するものとする。

1. 整備期間を考慮した整備完了予定時期と 21 世紀末との外力の差

【解説】

海岸保全施設の整備は長期間を要することが多い。実施例を以下に示す。

2025 年に着手し、事業期間を 15 年と想定した場合、整備完了予定は

2025 年 + 15 年 = 2040 年 となる。

海岸保全施設の耐用年数を 50 年とすると、目標年次は 2090 年 となる。

設計高潮位の比較では、最も外力の変化が少ない A2B2 の組み合わせでも、差は 0.06m となる。

2. 施設改良の容易さ

【解説】

水門、樋門、陸閘などの施設は嵩上げなどの改良が容易ではないため、施設更新時には特に留意する必要がある。また、護岸や堤防等を段階的に嵩上げする場合、下部構造の改良は容易ではないため、嵩上げを前提に手戻りのない設計を行うことが求められる。

3. 施工の容易さ

【解説】

大規模な工事用進入路の確保が必要な箇所や離島など、施工が困難な場所では、段階的に施工を行うと、仮設費や運搬費が増大する可能性がある。

4. 適切な維持管理

【解説】

段階的に嵩上げ等を行う場合、施設が健全であることが前提となるため、長寿命化計画に基づき施設を適切に維持管理することが重要である。

5. 面的防護方式の採用

【解説】

砂浜を含めた複数の施設により防護する面的防護方式は、外力に対して粘り強く機能するため、その採用を検討する。その際は、流砂系の総合的な土砂管理による包括的な対策が必要となる。

6. 他の管理施設との調整

【解説】

開発行為等により埋立や沖合構造物が整備される場合、これらの事業と調整し、整備期間中に海岸保全施設として必要な外力を考慮する。また、鉄道や道路などの施設についても配慮が必要である。

愛知県の海岸保全施設における気候変動を踏まえた段階的な整備について

第3回愛知県海岸保全基本計画検討委員会資料

抜 粋

2025年1月16日
愛知県

3. 技術部会の検討結果の報告

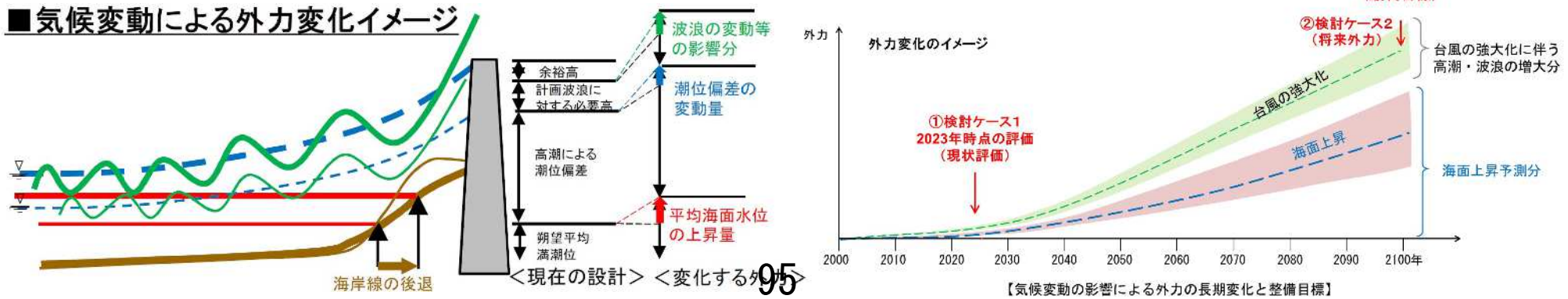
(2) 気候変動を踏まえた計画外力の設定（高潮）

- 気候変動の影響を考慮する前の現状の外力として、検討ケース1の外力の算定を行った。
- 気候変動の影響(2°C上昇シナリオにおける将来予測)を踏まえた将来的な計画外力として、検討ケース2の外力の算定を行った。
- 算出結果をもとに**防護水準・施設整備の最終目標は2100年の施設必要高**とする。

	概要	潮位			波浪
		初期潮位	海面上昇量	潮位偏差	
現行計画	—	台風期平均満潮位	—	伊勢湾台風規模の高潮偏差 (協議会値※1 or 1999年推算値)	2006年までの波浪推算による1/50波浪 (2008)
検討ケース1※2 【ベース】 (現状評価)	気候変動考慮前の必要施設高(外力)の算定	朔望平均満潮位	—	伊勢湾台風規模の高潮シミュレーション (本検討)	2021年までの波浪推算による1/50波浪 (本検討)
検討ケース2※2 (将来外力)	現時点における将来的な最終目標とする必要施設高(外力)の算定	朔望平均満潮位	0.39m (2度上昇)	新伊勢湾台風規模※3の高潮シミュレーション ※3気候変動による台風中心気圧低下を考慮 (本検討)	2021年程度までの波浪推算による1/50波浪に気候変動による増分を考慮(本検討)

※1協議会値:伊勢湾等高潮対策協議会事業計画基本方針の値(1959(S34)設定)
 ※2検討ケース1(現状評価)・検討ケース2(将来外力)ともに、最新地形条件として海図(2015年刊行、2020年補刷:海上保安庁)を用いた

■気候変動による外力変化イメージ



3. 技術部会の検討結果の報告

(3) 気候変動を踏まえた計画外力の設定（津波）

- 現行計画では、海岸保全施設等の整備をする上で想定する津波（設計津波の水位）として、「比較的発生頻度の高い津波（レベル1津波）」を対象としている。
- 津波シミュレーションによるせりあがりを考慮した計算水位に地盤変動量をあらかじめ含んだ設計津波の水位を設定。
- 津波による必要天端高＝設計津波の水位 とする。
- 気候変動の影響は、初期潮位に海面上昇量0.39mを考慮した津波シミュレーションを実施する。
- 気候変動前（現行計画と同条件）と気候変動後（海面上昇を考慮）の津波シミュレーションを実施し、各地点での水位上昇分（差分値）を算出し、現行計画の設計津波の水位に加算して評価する。

4. シミュレーションによる津波高さの算出

・地域海岸毎に防護ライン位置のせり上がり高の最大値を抽出し、これを地域海岸全体の設計津波の水位とすることを基本とする。ただし、以下の点に留意する。

- ① 港湾区域内の埋立地内や平面的な地形特性により、津波が収斂して局部的にせり上がり高が高くなる場合には個別に対応するものとし、地域海岸の設計津波の水位には採用せず、次点のものを設計津波の水位に採用する。
- ② 防波堤背後や防護ライン前面の埋立地により、同じ地域海岸内と比較してせり上がり高が変化する区間は設計津波の水位を個別に設定する。地域海岸を分けることも検討する

・津波が来襲時には、地震による広域地殻変動によって地盤及び堤防等施設が変動している。そのため、必要堤防高の設定に用いる設計津波の水位は、**計算水位に対して該当地点で想定される地殻変動量を予め含んだ値で定義する。**

設計津波の水位 (m)

$$= \text{計算水位(せり上がり)(T.P.m)} - \text{地殻変動量(m)}$$

(地殻変動量は、隆起を正、沈降を負とする)

※ 隆起の場合は、地殻変動量は考慮しない。

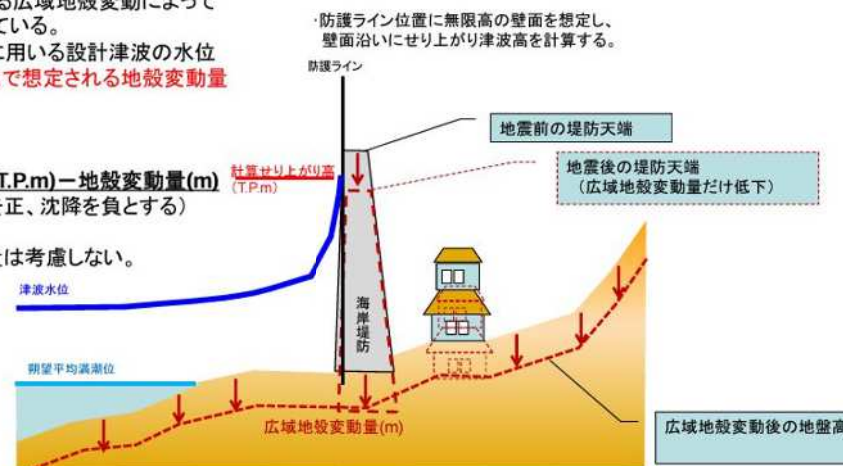
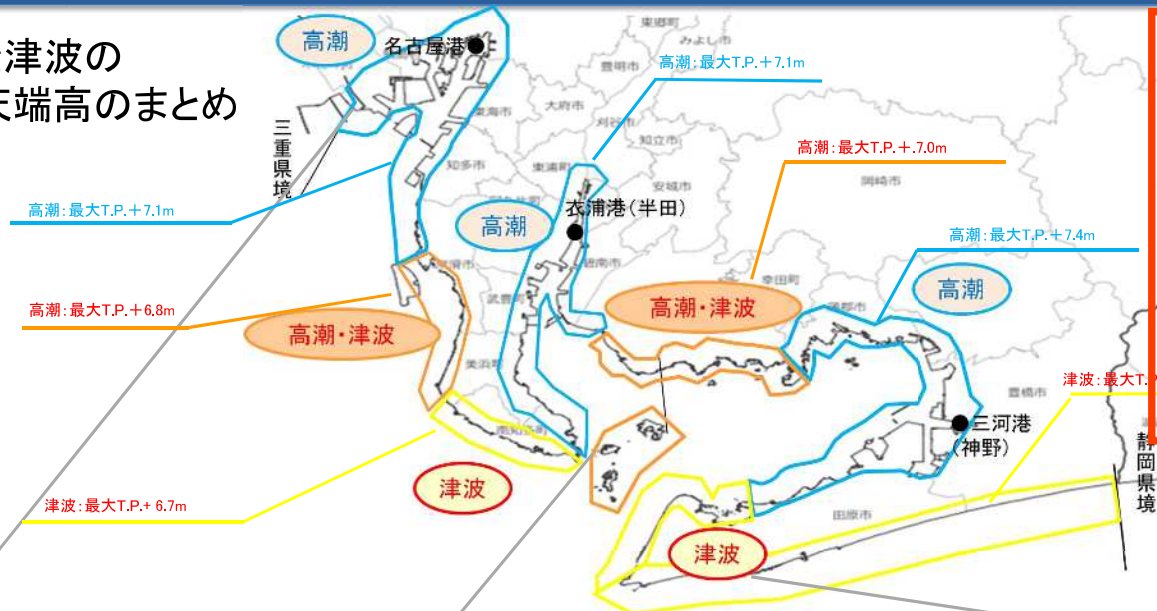


図4 シミュレーションによる設計津波の水位の設定に用いる津波高さの算定イメージ

3. 技術部会の検討結果の報告

(4) 気候変動を踏まえた必要天端高の算出結果

高潮と津波の
必要天端高のまとめ

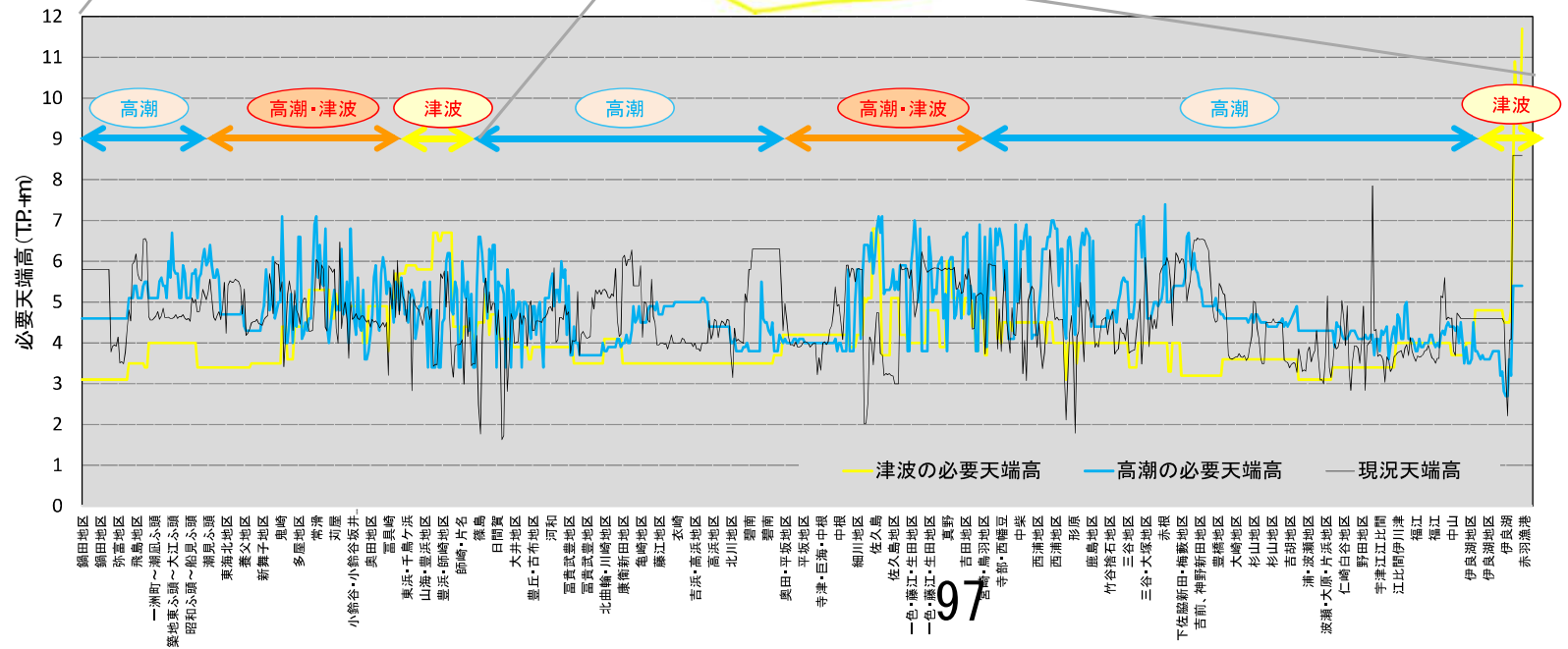


検討ケース2(将来外力)において
天端高が不足する延長の内訳(概算)

高潮	津波
約157km (全体の47%)	約53km (全体の16%)

愛知県における海岸保全施設(堤防等)の
整備延長: 約335km

- 「津波」が卓越する可能性が高い地域
- 「高潮」が卓越する可能性が高い地域
- 「高潮」「津波」の両方が高い地域



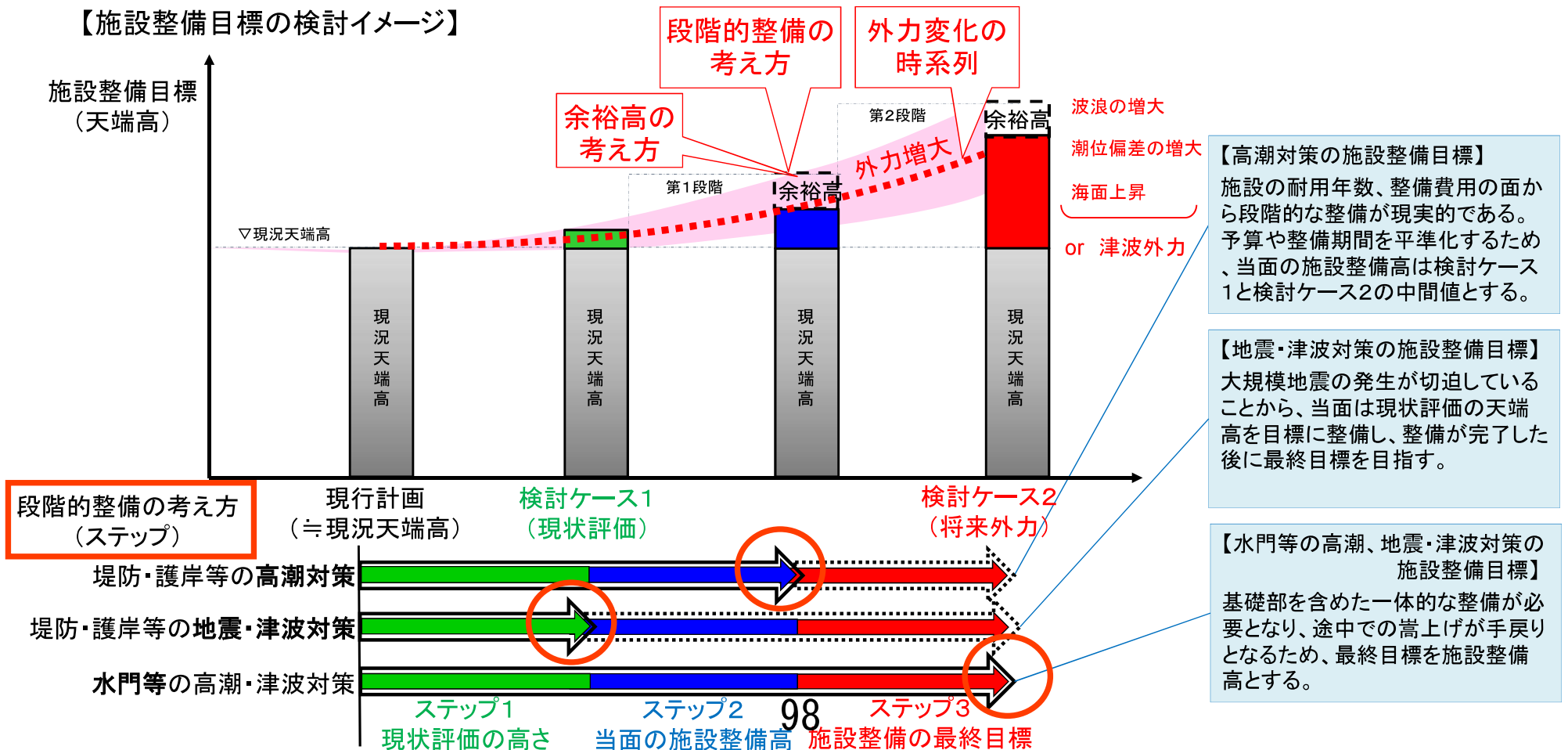
※地震による液状化沈下を
考慮していない必要高さ。
耐震対策の有無によって
必要高さが異なることに
留意。

3. 技術部会の検討結果の報告

(5) 防護水準・施設整備目標の設定

- 代表エリアの現状評価の結果を踏まえ、すべての区間について施設整備目標を設定した。
 - ・堤防・護岸等の高潮対策の施設整備目標は当面の施設天端高とする。
 - ・堤防・護岸等の地震・津波対策の施設整備目標は当面は現状評価の高さを目標にし、整備完了後に最終目標を目指す。
 - ・水門等の高潮、地震・津波対策の施設整備目標は最終目標の高さとする。

【施設整備目標の検討イメージ】



三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

(第2章：海岸保全施設の整備に関する基本的な事項)

変 更

詳細はこちらをご覧ください。

令和7年8月一部変更

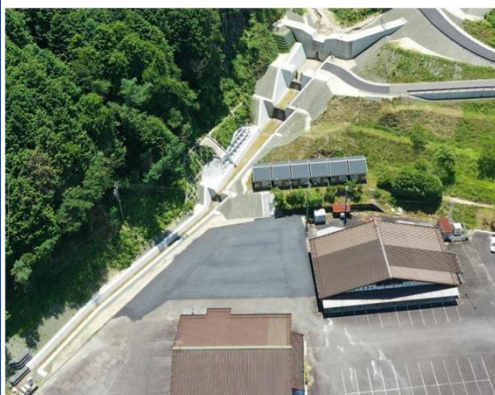
(平成15年3月)

愛 知 県

＜概 要＞

- ・国（多治見砂防国道事務所、越美山系砂防事務所）、長野県砂防課、岐阜県砂防課は、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として砂防関係施設のハード対策、及び③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策として防災教育等のソフト対策を連携・調整し、木曽川水系における土砂災害対策を実施しています。
- ・主な取組事例を以下に示します。

【多治見砂防国道事務所】



アラクラ沢砂防堰堤完成状況
(岐阜県中津川市)



南木曽小学校防災学習会
(7/9長野県南木曽町)

【越美山系砂防事務所】



ガラン谷第1砂防堰堤の完成
(岐阜県本巣市)



地元住民等への防災啓発
(岐阜県揖斐郡揖斐川町)

【長野県砂防課】



たしろさわ
田代沢砂防堰堤の整備状況
(長野県木曽郡上松町)



赤牛先生（長野県砂防ボランティア協会会員）による防災啓発
(長野県木曽郡上松町)

【岐阜県砂防課】



しんめいぼらたに
神明洞谷砂防堰堤の完成状況
(岐阜県美濃市)



「砂防」を活用した地域活性化、
防災啓発モデルツアーの開催
(岐阜県池田町他)

令和7年6月23日～25日の前線に伴う 木曽川水系の出水状況

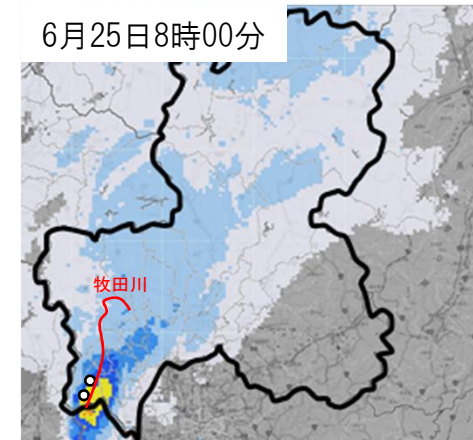
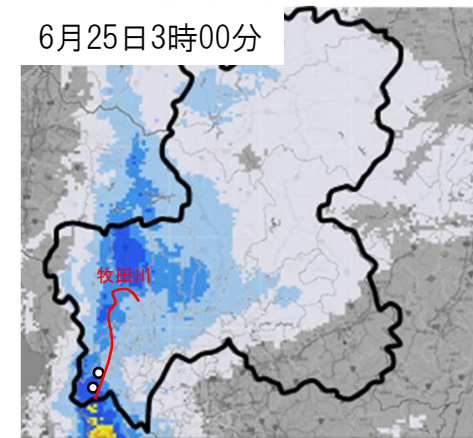
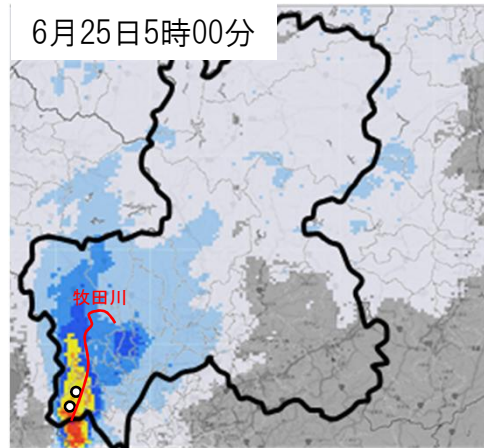
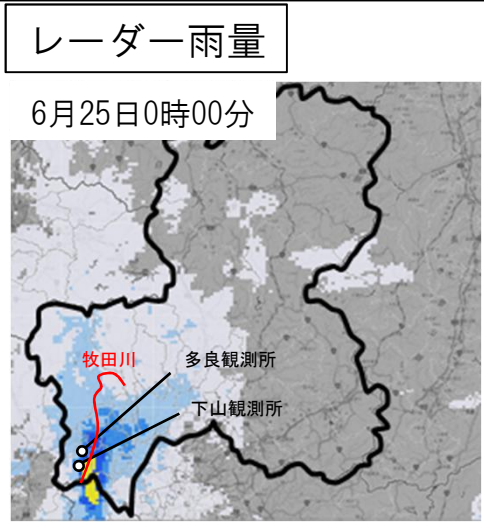
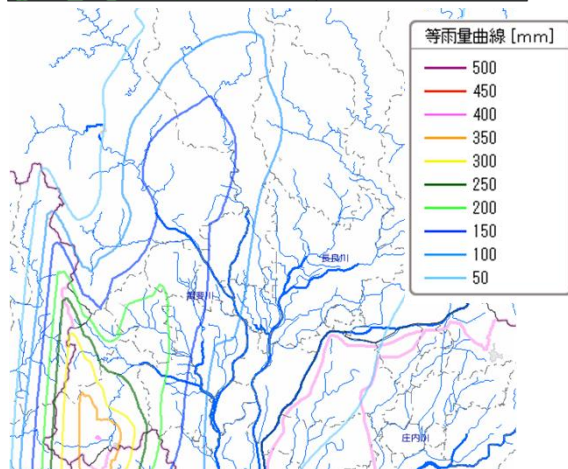
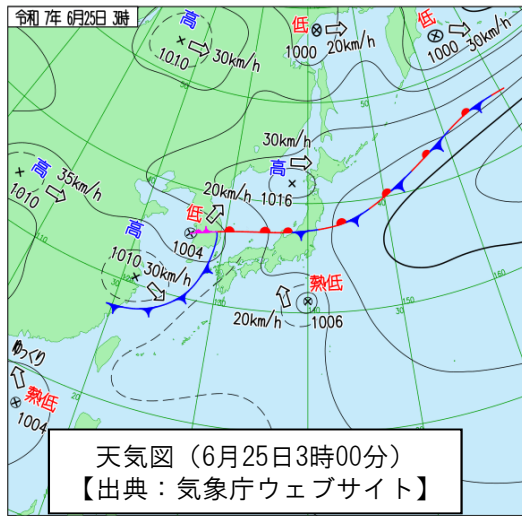


令和7年6月26日

国土交通省中部地方整備局

木曽川上流河川事務所

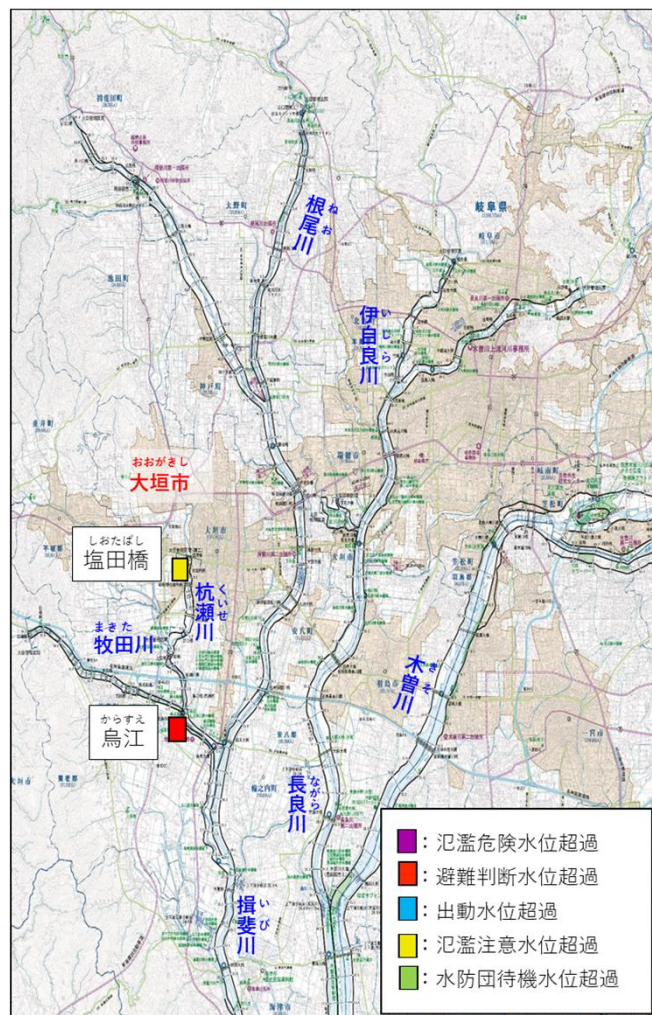
○ 梅雨前線が東北から九州にかけて停滞し梅雨前線に向かって湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、東北～九州にかけて広く曇りや雨となり、局地的な大雨が発生しました。木曾川水系においても6月23日の降り始めからの総降水量（6月25日16時まで）が下山観測所（岐阜県大垣市）で363mm、多良観測所（岐阜県大垣市）で287mmを観測するなど、牧田川流域において大雨となりました。



牧田川・杭瀬川の状況

- 木曾川上流河川事務所管内のようろう養老町（からすえ烏江観測所）では避難判断水位を超過し、おおがき大垣市（しおたばし塩田橋観測所）では氾濫注意水位を超過しました。
- また、国管理区間における氾濫被害はありませんでした。

○水位状況



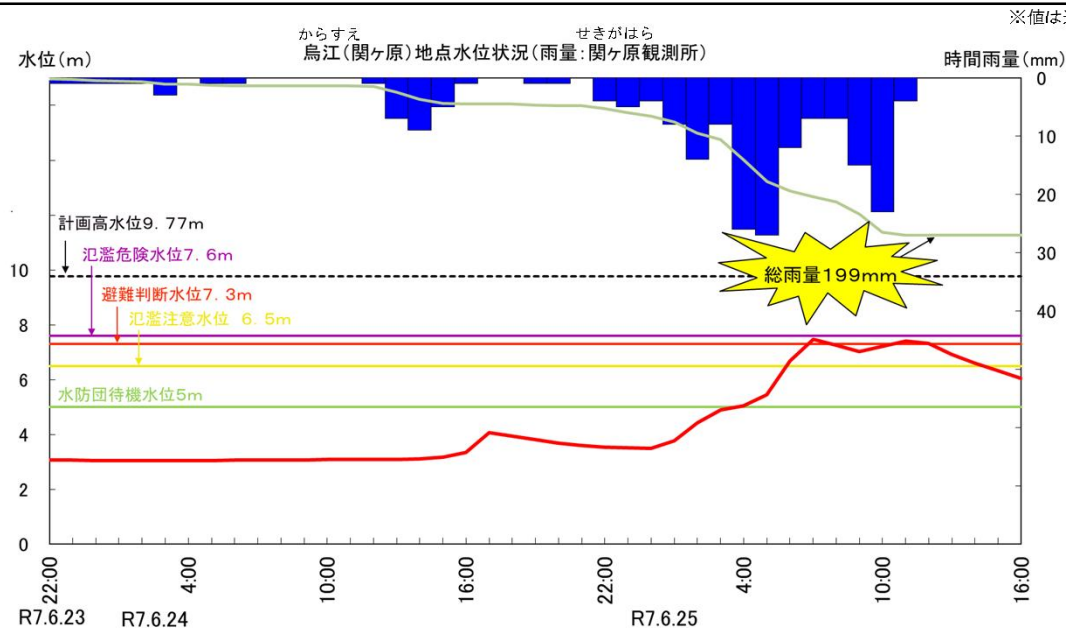
○氾濫注意水位の超過を観測した観測所 (単位:m)

河川名	観測所名	今回※ 最高水位	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	出動水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 高水位
牧田川	<small>からすえ</small> 烏江	6/25 7:00 7.47	5.00	6.50	7.30	7.30	7.60	9.77
杭瀬川	<small>しおたばし</small> 塩田橋	6/25 13:20 5.22	4.30	5.10	5.40	7.70	7.90	8.05

※最高水位は速報値（10分単位） 水位の値は量水標の読み値

【牧田川】岐阜県養老町(烏江観測所)で、避難判断水位を超過

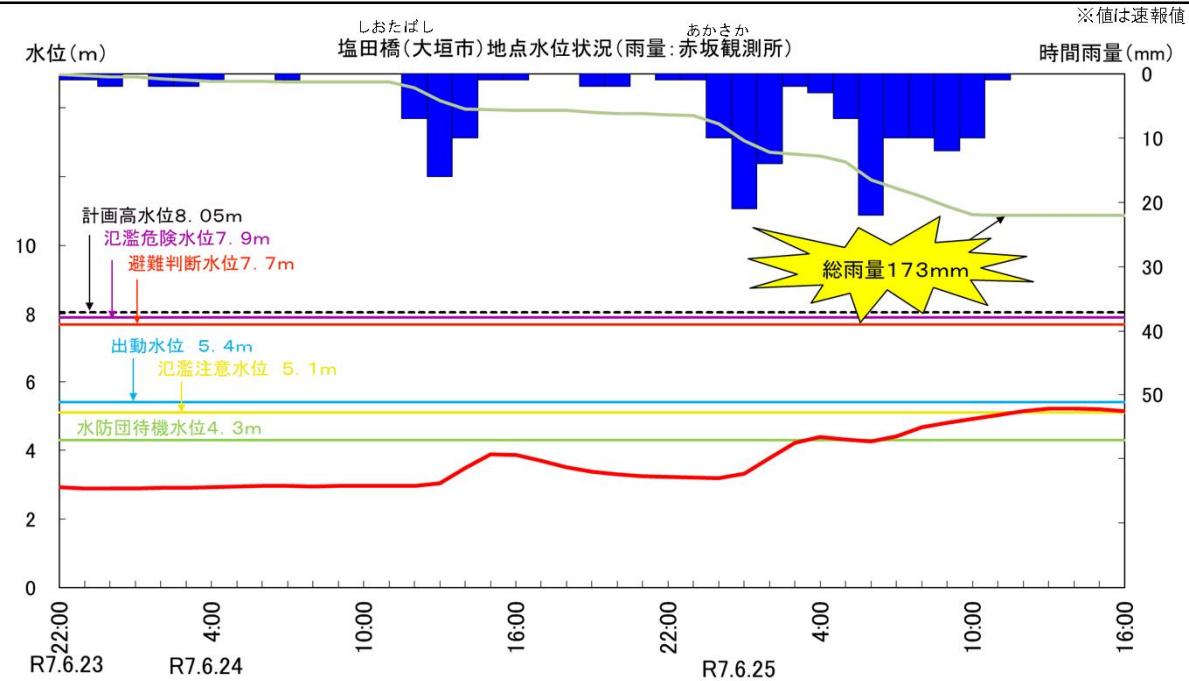
○ 牧田川の烏江観測所においては、避難判断水位を超える7.47※mの水位を観測しました。



牧田川の出水状況(6月25日10時40分頃)7.2k付近

【杭瀬川】岐阜県大垣市(塩田橋観測所)で、氾濫注意水位を超過

○ 杭瀬川の塩田橋観測所においては、氾濫注意水位を超える5.22m※の水位を観測しました。

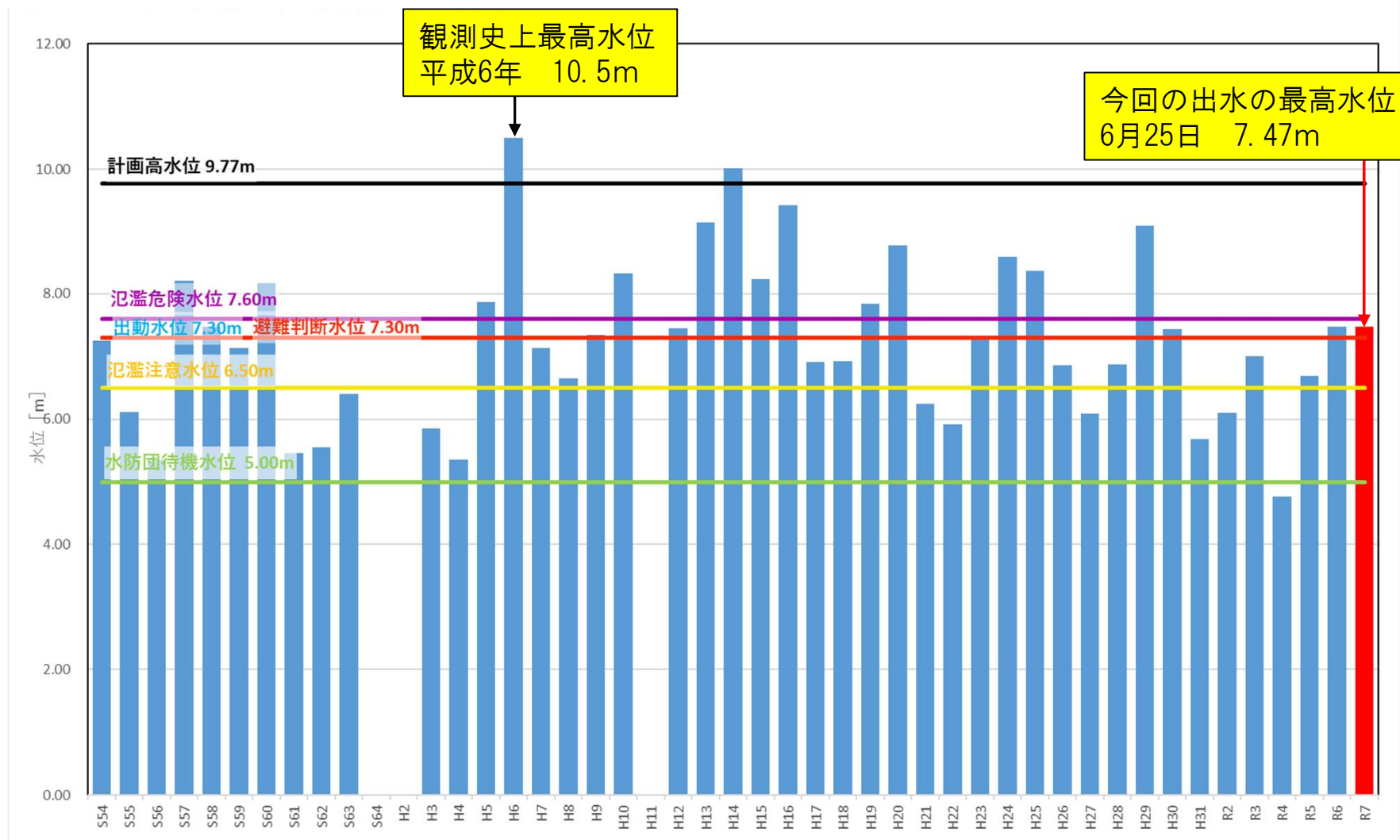


杭瀬川の出水状況(6月25日10時10分頃)8.6k付近

【牧田川】水位の概要(烏江観測所)

○ 今回の出水は、^{からすえ}烏江観測所において昨年8月に続き避難判断水位を超える水位 (7.47m) を観測しました。

^{まきた がわ からすえ} 牧田川 (烏江観測所) の年最高水位比較図

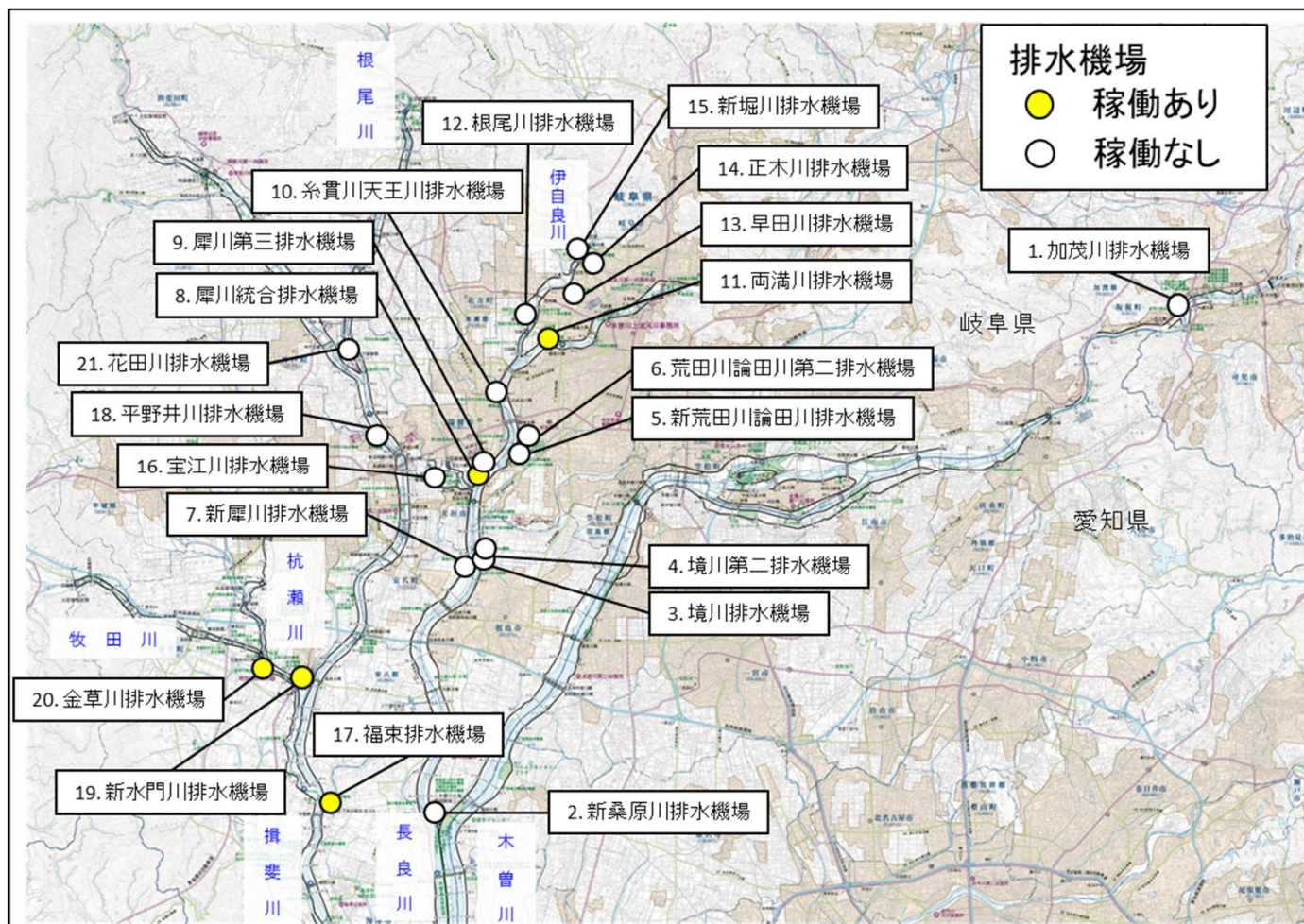


※本資料の令和7年最高水位は、今後の照査により変更となる可能性があります
 ※氾濫危険水位等の基準値は令和7年度時点のものになります

排水機場の稼働状況

○ 木曾川上流河川事務所が管理する 21 排水機場のうち、5 排水機場が稼働 しました。これらの排水機場により、バンテリンドームナゴヤ（旧ナゴヤドーム）の容量の約 1.8 倍 に相当する約 307 万 m^3 ※（うち、揖斐川では約 303 万 m^3 ※、長良川では約 4 万 m^3 ※）の内水を排除しました。

【位置図】



排水機場稼働報告(6月23日～6月25日)

No.	河川名	排水機場名	主なポンプの稼働時間(h:min)							総排水量 (万m3)
			1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	
1	木曾川	加茂川	-	-	-	-	-			0 m3
2	長良川	新桑原川	-	-						0 m3
3	長良川	境川	-	-	-	-	-			0 m3
4	長良川	境川第二	-	-	-	-				0 m3
5	長良川	新荒田川論田川	-	-						0 m3
6	長良川	荒田川論田川第二	-	-						0 m3
7	長良川	犀川統合	00:10		00:10	00:00				1 m3
8	長良川	犀川第三	-	-	-	-	-			0 m3
9	長良川	新犀川	-	-						0 m3
10	長良川	宝江川	-	-						0 m3
11	長良川	糸貫川天王川	-	-	-	-	-	-	-	0 m3
12	伊自良	両満川	00:30	00:30	00:30					3 m3
13	伊自良	早田川	-	-	-	-				0 m3
14	伊自良	正木川	-	-	-					0 m3
15	伊自良	根尾川	-	-						0 m3
16	犀川	新堀川	-	-	-	-				0 m3
17	揖斐川	福束	19:10	23:30	-	-				113 m3
18	揖斐川	平野井川	-							0 m3
19	牧田川	新水門川	-	15:20	-	12:30				84 m3
20	牧田川	金草川	23:20	10:50						106 m3
21	根尾川	花田川	-	-						0 m3

総排水量 約307万m3

21排水機場のうち、
5排水機場が稼働

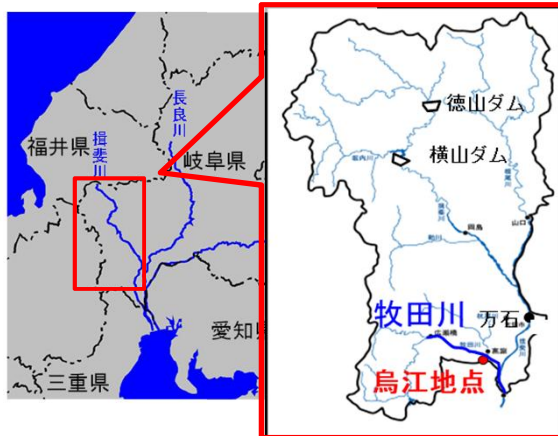


※総排水量については、四捨五入のため、内訳の合計が総数に合わない場合があります。

牧田川の河道拡幅による効果 ※速報値

- 揖斐川支川^{いびがわ}牧田川^{まきたがわ}では、令和7年6月23日～25日の前線に伴う出水により、関ヶ原雨量観測所において**総雨量199mm（時間最大雨量27mm）**を観測、^{からすえ}鳥江水位観測所において**避難判断水位（7.30m）を超過する7.47mの水位を観測**しました。
- 平成2年9月出水による被害を受け、これまでに特定構造物改築事業（近畿日本鉄道（現：養老鉄道）牧田川橋梁）【平成2年～平成13年度】等による河道拡幅工事を実施したことで、鳥江地点において事業実施前に比べ**約0.9mの水位を低下させ氾濫危険水位の超過を回避**しました。

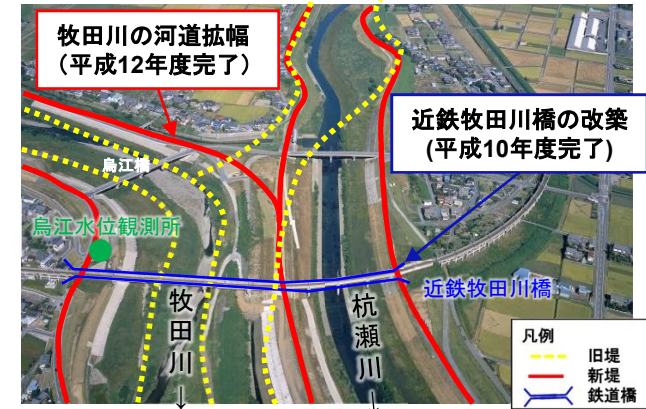
【位置図】



【事業前(平成2年度)】



【現在】



【平成2年9月出水の状況】



【事業の効果】



牧田川7.2kp付近
 (緑線は河道拡幅前の河道断面:H2時点)

※記載の数値等は速報値を含むため、今後の調査で変わる可能性があります。
 ※氾濫危険水位等の基準値は令和7年時点のものになります。

災害時の関係機関の活動

○ 今回の出水にあたり、建設業、測量・コンサルタント業等多くの機関が連携し、住民の安全・安心のため活動いただきました。

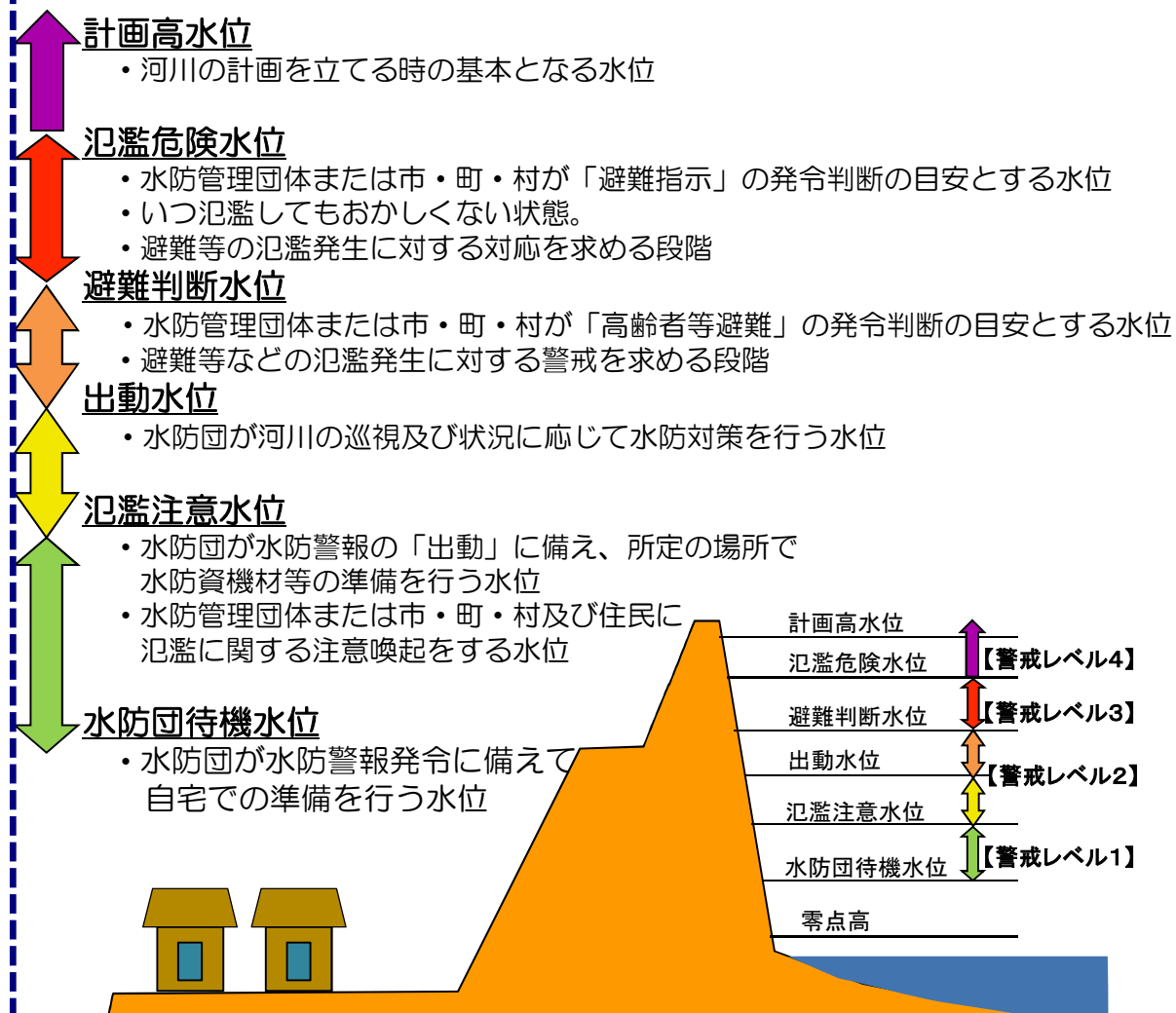
建設業、測量・コンサルタント業等



用語説明

参考

- 河川の水位は観測場所毎に決めた基準高さ[=零点（ゼロ点）]からの高さで表しています。
- 水位の高さによっていくつかの設定水位が定められており、その水位を超えた段階での対応が決められています。



○ 「河川水位観測所」の水位情報により洪水の危険度や避難判断の目安がわかります。

国土交通省中部地方整備局

木曾川上流河川事務所 流域治水課

〒500-8801 岐阜市忠節町5丁目1番地

TEL (058) 251-1125

FAX (058) 251-1150

URL <https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/>